

【重要なお知らせ】 Profit 電子処方箋システムご利用中のお客様

2025/10/29

～【医療機関向け】医薬品マスター設定の確認に関するフォームについて～

電子処方箋システムで利用する医薬品マスターについて、ダミーコードが利用停止され、医薬品マスターの点検実施の依頼がなされました。引き続き、厚生労働省より、医薬品マスターの点検実施のチェックリストが送付される場合がございます。(送付ない場合は、作業必要ございません)

つきましては、下記に、実施方法と、回答フォームの記載方法を掲載致しますので、お手数ではございますが、点検ならびに回答の実施を頂けますようお願い申し上げます。

こちらの回答は、12月中旬までに実施をお願いします。未実施の場合、厚生労働省より、12月下旬にシステムの利用の停止を行うと案内が出ております。

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医薬品等マスターの設定等の点検・報告依頼について

日頃より、厚生労働行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「医薬品等マスターの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）」（令和7年8月22日厚生労働省医薬局総務課事務連絡）でもお知らせしたところではございますが、電子処方箋の運用にあたり、適切に医薬品マスター・特定器材マスター（以下「医薬品等マスター」という。）の設定等が行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省に報告をお願いしております。

貴院・貴局におかれましては、既に電子処方箋の運用を開始されていると把握しているところではあります。ただし、令和7年9月4日時点で医薬品等マスターの設定等の点検報告が確認できておりません。

（注1）点検報告を行った認識であっても、医療機関コード等の記入間違い等で正しく報告できていない可能性があります。貴院・貴局が正しく点検報告された施設であるかどうかは、以下の厚生労働省ホームページよりご確認ください。（掲載されていた場合、正しく報告されています。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshihousen_taioushiseisu_tenken00001.html 

（注2）点検報告し、厚生労働省ホームページに掲載されていた場合でも、行き違いで本資料が残っている場合がございます。

電子処方箋を適切に運用していただきため、チェックリストを用いた点検を実施し、下記URLまたは二次元バーコードから医療機関等向け総合ポータルサイトへアクセスの上、点検した旨の報告を、記事内の回答フォームから行うようお願い申し上げます。

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&svsparm_article=KB001189 

何卒よろしくお願い申し上げます。

【同封物】

本紙	1 部
リーフレット	1 部
チェックリスト	1 部
参考資料	1 部

<送付元>
厚生労働省 医薬局 総務課
医療保険情報提供等実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）

<お問い合わせ先>

1. 医療機関等向け総合ポータルサイト（オンライン資格確認等お問い合わせフォーム）：
https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=cm_med_inquiry 

*お問い合わせいただく際、お問い合わせ種類は「その他」を選択ください。

2. オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
(月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00 (いずれも祝日を除く)) 

【薬品マスターの見直しについて】

Profitでは、電子処方箋システムの設定時、薬品マスターと一般名コードの紐付けを実施しますが、その際は、薬品マスターの「処方せん一般名称」にチェックがついているマスターについてのみ紐付けを実施しております。また、紐付けの際も、薬品マスター名称と一般名コードの名称が完全一致している場合のみ紐付けしております。

「処方せん一般名称」にチェックがついており、一般名コードの紐付けが出来ていない薬品マスターについては、Profitのバージョンアップ時に、該当薬品のリストを印刷致します。

リストが出力されましたら、一般名コードの紐付けを実施頂くか、一般名コードが該当が無い場合は、紙処方箋（未指定）にて、処方箋の運用をお願いします。

【回答フォームの入力について】

厚生労働省よりの案内文書にて、点検報告の回答依頼がございます。

案内文書に記載されている下記リンクについてご回答の実施をお願い致します。

- 回答フォーム

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe9fjq8DKGsmouAVmumZXgE3tfsZbmiK-lhDPBUFd5ppmdbKQ/viewform>



質問（1）～（3）については、医療機関様の情報をご選択、ご入力ください。

アンケート「【医療機関向け】医薬品マスター設定の確認に関するフォーム」について以下に補足致します。

＜補足①＞質問項目（4）

お使いのシステムでご選択ください。（ProfitRipi：レセコン / ProfitRipeKarte：電子カルテシステム）

（4）あなたの医療機関において、電子処方箋のデータを入力しているシステム＊
は何ですか。

- レセコン
- 電子カルテシステム
- わからない

<補足②>質問項目（5）

(4) で回答したシステムを提供しているシステム事業者（開発事業者）名を教えてください。

回答：その他：株式会社ヨシダデンタルシステム

<補足③>質問項目（6）

(6) システム事業者から提供された医薬品等マスターをカスタマイズせずそのまま * ま使っていますか。

(はい)

いいえ

※一般名コードの紐付けしていない薬品マスターを院外処方で使用される場合は、紙処方箋（未指定）での運用をお願い致します。（詳細は、**【一般名コードを紐付けていない一般名処方の薬品マスターを院外処方で使用される場合】** を参照ください）

<補足④>質問（6-1）

(6-1) システム事業者から提供された医薬品等マスターをカスタマイズしている場合や、独自のマスターを設定している場合は、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードが適切に設定されていることを確認しましたか。

はい

※Profit のバージョンアップ時に、リストが出力された場合、一般名コードの紐付けを実施お願いします。

<補足⑤>質問項目（7）

(7) 医薬品の用量を設定する場合、医薬品の単位が適切に薬局に伝わる運用 * であることを確認しましたか。（薬価基準上の単位で入力するようにしている。薬価基準上の単位以外で入力する場合は、単位の変換に関する情報を入力する運用としている。）

はい

質問（8）～（10）については、医療機関様の情報をご選択、ご入力ください。

＜補足⑥＞質問 最終項目

当機関は上記の事項について虚偽りなく報告するとともに、下記の事項を遵守することを誓約します。

- ・「システム事業者から提供された医薬品マスターをカスタマイズしていない」、もしくは「独自のマスターを設定している場合は、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードを適切に設定している」
- ・「医薬品の用量を設定する場合、医薬品の単位を適切に薬局に伝える運用である」

回答：誓約します。にチェックをお願い致します。

【一般名コードを紐付けていない一般名処方の薬品マスターを院外処方で使用される場合】

2025年8月以降、電子処方箋システムに於いて、ダミーコードを使用が禁止されました。

今回の措置を受けまして、Profitでは以下の通りの運用をお願い致します。

- ・一般名コードを紐付けていない一般名処方の薬品マスターを院外処方で使用される場合は、紙処方箋（未指定）での利用をお願い致します。

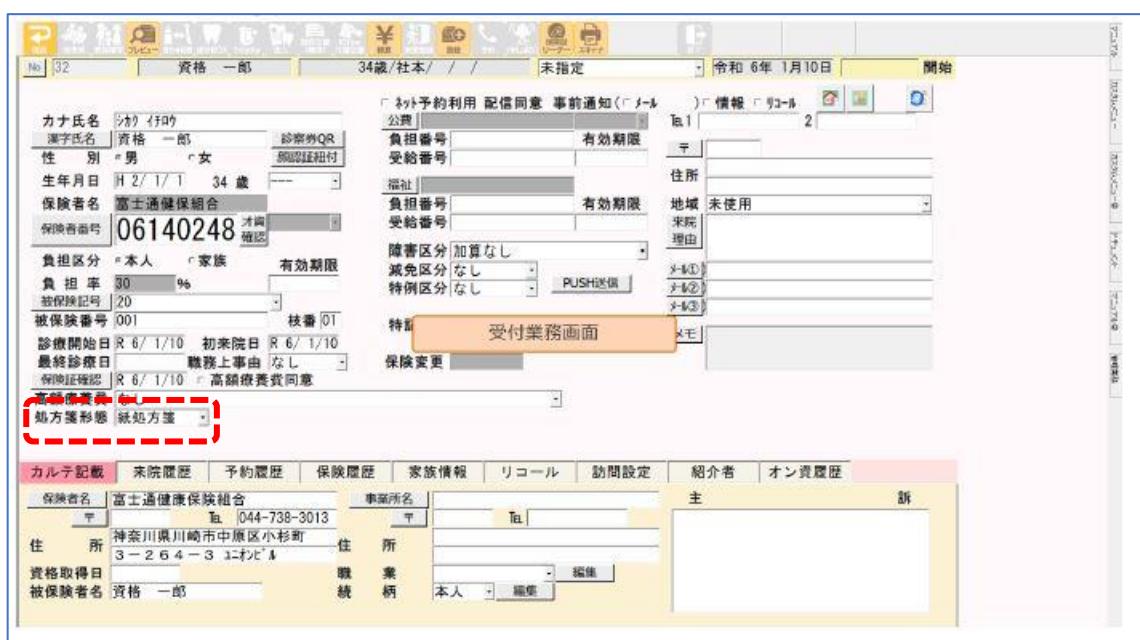
◎電子処方箋システムには、以下3通りの処方箋がございます。

- ①電子処方箋
- ②電子処方箋システム上の紙処方箋
- ③従来の紙処方箋

※①、②は、電子処方箋システムを使ってデータをアップロード致します。そのため、①、②では「ダミーコード」が使用出来ない無いため、一般名コードを紐付けていない一般名処方の薬品マスターの利用が出来ません。この場合は、③の従来の処方箋にて運用をお願い致します。

③への処方箋形態の変更方法ですが、Profitの受付業務にて変更をお願いします。

下記「処方箋形態」を「未指定」に変更頂くことで、③の従来の処方箋で運用出来るようになります。



<処方箋形態の選択肢の種類は以下の3種類です>

【電子処方箋】 電子データとして処方箋データがアップロードされます。患者様に<処方内容（控え）>を印刷して渡します。処方薬局ではその控えの引換番号（QRコード）から、処方します。



【紙処方箋】 電子データとして処方箋データはアップロードし、紙の処方箋も発行されます。

その処方箋に引換番号が印刷されます。処方薬局では、処方箋または引換番号で処方します。



【未指定】 従来の紙処方箋が発行されます。



※電子処方箋、紙処方箋の選択肢は、顔認証実施時に、顔認証リーダーに表示されます。

この顔認証の結果を Profilt に取り込むことで、Profilt 上の処方箋形態が変わります。

Profitには、「顔認証紐付け」にて取り込まれます。



※処方箋形態については、紐付け実施時に取込対象から外していただき、「未指定」(従来の処方箋)での運用をお願い致します。

比較対象のチェックを外してください。

※もしも、取り込まれた場合は、取込後、下記「処方箋形態」を「未指定」に変更してください。

No				
カナ氏名	<input type="text"/>		公費	
漢字氏名	<input type="text"/>		負担番号	<input type="text"/> 有効期
性別	<input checked="" type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女	顔認証紐付	
生年月日	<input type="text"/>		受給番号	
保険者名	<input type="text"/>		福祉	
保険者番号	<input type="text"/>		負担番号	<input type="text"/> 有効期
被保険区分	<input checked="" type="radio"/> 本人	<input type="radio"/> 家族	受給番号	
負担率	0	%	障害区分	加算なし
被保険記号	<input type="text"/>		減免区分	なし
被保険番号	<input type="text"/>		特例区分	なし
診療開始日	<input type="text"/>		特記事項	コト <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/>
最終診療日	<input type="text"/>		保険変更	<input type="text"/>
高額療養費 処方箋形態	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未指定 <input checked="" type="checkbox"/> 未指定 <input type="checkbox"/> 電子処方箋 <input type="checkbox"/> 紙処方箋		高額療養費同意	